出題のポイント（事業税）

【第一問】－50 点－

問１（25 点）

中間申告納付について、対象法人の範囲などの制度概要や、中間申告の種類等に応じた税額の算定方法を正しく理解しているかを問う問題である。いわゆる「予定申告」によらない場合の取扱い、分割法人に係る法人事業税独自の取扱いなどについて記載できるかがポイントとなる。

問２（25 点）

個人事業税及び法人事業税の税務手続の概要について、正しく理解しているかを問う問題である。それぞれ税務手続の制度概要を説明した上で、資料を基に個人事業税及び法人事業税に係る個別具体的な事例に即して手続を説明する必要があり、主なポイントは次のとおりである。

⑴　個人事業税において、申告書の提出が必要である場合とそうでない場合を正しく理解していること。

⑵　個人事業税において、被災事業用資産の損失の繰越控除の適用要件を正しく理解していること。

⑶　法人事業税において、中間申告が必要な場合とそうでない場合について正しく理解していること。

⑷　法人事業税において、仮決算による中間申告納付の手続について正しく理解していること。

【第二問】－50 点－

問１（25 点）

非課税事業を併せて行う資本金１億円超の法人の事業税額の算定方法について、正しく理解しているかを問う問題であり、主なポイントは次のとおりである。

⑴　所得割の課税標準の算定方法

基礎とする法人税の所得から、非課税事業に係る所得を適切に減算すること。

⑵　付加価値割の課税標準の算定方法

付加価値割の課税標準である付加価値額は、収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）と単年度損益との合計額から雇用安定控除額を控除した金額となる。資料を基にこれらの項目について正しく算定すること。また、単年度損益の算定において、法人税の課税標準である所得の計算の例によらない場合の取扱い等を踏まえる必要があること。

⑶　資本割の課税標準の算定方法

資本割の課税標準となる資本金等の額は、法人税の資本金等の額を基礎としながら、地方税独自の加減算等を行い算出すること。その後、資本金等の額と、資本金の額及び資本準備金の額の合算額とを比較して、いずれか高い方を課税標準とすること。

⑷　分割基準及び分割課税標準額の算定方法

適切な分割基準を用い、資料を基に正しい分割基準の数値及び分割課税標準額を算出すること。

⑸　税額の算定

各県の適切な税率を用い、各県の税額を正しく算定すること。

問２（25 点）

個人の事業税額の算定方法について、正しく理解しているかを問う問題であり、主なポイントは次のとおりである。

⑴　課税客体の判定

個人事業税の課税客体となる事業は法令に定めがあり限定列挙されているが、資料を基に個人の行う各事業に係る課税客体の判定を正しく行うこと。例えば、畜産業については自家労力を用いて行うものであるかどうかによって事業性を判断すること、駐車場業については駐車場の台数により事業性の判断が異なることに注意が必要である。

⑵　個人の事業税の課税標準の算定方法

個人の事業の所得は、原則として所得税の課税標準である不動産所得及び事業所得の計算の例によるが、その計算の例によらない事項や各種の控除等を適切に処理すること。本問の場合、法施行地外の事業に帰属する所得の計算が困難であること、事業者は、所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けていない事業者（いわゆる白色事業者）であること等を踏まえて、算定する必要があること。

⑶　２以上の道府県において行う事業に対する課税標準のあん分

個人事業税では、所得の総額を事務所又は事業所の従業者の数であん分して定めることとされており、資料を基に正しくあん分すること。

⑷　税額の算定

各県の適切な税率を用い、各県の税額を正しく算定すること。